

法人 なると

第 60 号

令和 7 年 9 月 1 日発行



公益社団法人 鳴門法人会

鳴門市撫養町南浜字東浜165-10
TEL (088) 684-2010

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめざすものの団体として

会員の積極的な自己啓発を支援し

納税意識の向上を

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

法人会の理念

法人会は税の

オピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

目次

■ 第13回通常総会を開催	1
■ 令和8年度税制改正要望書の提出	3
■ 令和7年度税制改正に関する提言の主な実現事項	4
■ 鳴門税務署幹部職員異動ごあいさつ、人事異動のお知らせ	6
■ 活動報告	
◎青年部会・女性部会合同会員交流会議を開催	7
◎支部会員交流会議を開催	7
◎租税教室の開催	8
◎優良申告法人部会会員交流会議を開催	8
◎令和7年春の「お遍路さん接待事業」の実施	9
◎2025夏の「いちごプロジェクト」広報活動の実施	9
◎鳴門100円商店街plusに出店	10
◎パソコンセミナーの開催	10
◎その他の活動報告(写真)	10
■ マンガでわかる法人会自主点検チェックシート	11
■ 税務署からのお知らせ	12
■ コラム～ビジネス手法は「甘辛関係」が最善～	15
■ 会員紹介、行事案内、事務局からのお知らせ	16

第13回 通常総会を開催

公益社団法人鳴門法人会の第13回通常総会が6月18日(水)、アオアヲナルトリゾートで527名(うち委任状提出448名)の会員が参加し、開催されました。

総会に先立ち開催した公開講演会では、当初予定していた財務省主計局次長の吉野維一郎氏が来鳴できなくなったため、鳴門税務署長徳留佑太氏に「税をどのように学び、教えるか」と題して講演していただきました。

総会は、定足数確認報告、馬居会長のあいさつの後、馬居会長が議長となり、議事録署名人を指名し、議案審議に入りました。まず、第1号議案「令和6年度決算の承認について」及び第2号議案「役員選任案の承認について」原案どおり承認可決されました。次に、報告事項の令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び収支予算等について報告されました。その後、功労者表彰として、本会の活動にご功労のあった方々に表彰状や感謝状を贈呈した後、来賓を代表して、鳴門税務署長、徳島県東部県税局長、鳴門市長(代理)よりご祝辞を戴きました。

総会後の交流会も会員相互の交流で盛り上がり、盛会裏に終了しました。



貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	11,829,854
流動資産合計	11,829,854
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	9,190,000
基本財産合計	9,190,000
(2) 特定資産	
退職給付引当資産	2,776,666
公益事業引当資産	2,000,000
特定資産合計	4,776,666
(3) その他固定資産	
什器備品	293,078
その他固定資産合計	293,078
固定資産合計	14,259,744
資産合計	26,089,598
II 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	83,355
流動負債合計	83,355
2. 固定負債	
退職給付引当金	2,251,666
役員退職慰労引当金	525,000
固定負債合計	2,776,666
負債合計	2,860,021
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
指定正味財産合計	0
2. 一般正味財産	
(1) 代替基金	0
(2) その他一般正味財産	23,229,577
一般正味財産合計	23,229,577
正味財産合計	23,229,577
負債及び正味財産合計	26,089,598

令和6年度正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(単位:円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	183
特定資産運用益	82
受取会費	8,509,000
事業収益	231,420
受取補助金等	8,906,100
受取負担金	1,281,000
雑収益	625,885
経常収益計	19,653,650
(2) 経常費用	
事業費	14,768,566
管理費	4,525,077
経常費用計	19,293,643
当期経常増減額	350,007
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	350,007
一般正味財産期首残高	22,869,570
一般正味財産期末残高	23,229,577
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	8,240,100
一般正味財産への振替額	△ 8,240,100
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	23,229,577

功 労 者 表 彰

(順不同、敬称略)

◆役員功労者表彰状受賞者

石井 哲夫【(有)石井建築アトリエ】

森本 英樹【大輪総合運輸(株)】

◆会員増進功労者感謝状受賞者

(株)阿波銀行鳴門支店

(株)阿波銀行松茂支店

(株)阿波銀行北島支店

(株)阿波銀行藍住支店

(株)阿波銀行板野支店

大同生命保険(株)四国支社徳島営業所

AIG損害保険(株)中国・四国地域

事業本部徳島支店

◆福利厚生制度推進功労者感謝状受賞者

川下 優子【大同生命保険(株)】

板東 恵子【大同生命保険(株)】

(株)TIS&トータルプランニング

【AIG損害保険(株)】

(株)晴々【アフラック生命保険(株)】

令和7・8年度 役員名簿

(五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	法 人 名	役 職	氏 名	法 人 名
会 長	馬 居 正 治	馬居化成工業(株)	理 事	眞 貝 浩 司	(有)マルシンクリーン
副 会 長	朝 野 佳 伸	(株)亀井組	"	立 本 陽 子	(株)ひかりや
"	久次米 貴 史	ヤマク食品(株)	"	田 中 英太郎	かねこみそ(株)
"	小 林 通 伸	(株)コバヤシ	"	田 中 民 夫	辰巳屋食品(株)
"	出 口 隆 久	(有)出口種鶏場	"	谷 親 行	大塚包装工業(株)
"	林 正 二	(株)マルハ物産	"	中 岸 修 平	(株)中岸商店
"	春 木 扶佐子	(有)春木	"	戸 川 香 苗	(株)スマイル
"	水 口 昭 彦	四国通建工事(株)	"	富 田 純 弘	富田製菓(株)
"	渡 辺 正 一	(株)渡辺不動産	"	西 野 博 道	さとの雪食品(株)
理 事	赤 松 外之彦	赤松化成工業(株)	"	平 石 公 宣	丸久(株)
"	安 藝 真 之	(有)安芸人形店	"	平 岡 利 恵	(株)テレビ鳴門
"	栗 田 宗一郎	(株)BASE	"	布 川 知 則	富士ファニチア(株)
"	井 上 眞理子	(株)まんまみーあ	"	松 浦 亮 秀	マルセ(株)
"	今 津 光 雄	(株)今儀	"	三 居 誠	(株)でんき屋みい
"	江 戸 貴 志	(株)東京不動産	"	南 栄 治	(株)ネオビエント
"	鹿 島 祐二郎	(有)鹿島タイヤ興業所	"	宮 崎 英 治	徳建産業(有)
"	金 澤 学	鳴門塩業(株)	"	森 本 英 樹	大輪総合運輸(株)
"	兼 松 晴 彦	(医)愛生会	専務理事	船 田 美 幸	(公社)鳴門法人会
"	五 島 寛 治	(有)ファイブセキュリティシステム	監 事	黒 田 裕 二	(有)三星堂印刷所
"	酒 井 勝	(有)酒井燃料	"	高 畑 房 生	高畑房生税理士事務所
"	芝 野 光	鳴門レジャーランド(株)	"	田 中 茂	鳴門ゴルフ(株)
"	嶋 田 宗 弘	徳島ヤクルト販売(株)			

令和7・8年度 各委員会委員名簿

(敬称略)

委員会名	委 員 長	副 委 員 長	委 員
総 務 (6名)	水 口 昭 彦	黒 田 裕 二	安 兼 松 真 之 彦 金 澤 博 学 道
組 織 (7名)	渡 辺 正 一	朝 野 佳 伸	赤 松 外之彦 田 中 民 夫 中 岸 修 平 富 田 純 弘
事業研修 (6名)	小 林 通 伸	林 正 二	谷 親 行 立 本 陽 子 戸 川 香 苗 三 居 誠
税 制 (7名)	春 木 扶佐子	今 津 光 雄	江 戸 貴 志 鹿 島 祐二郎 嶋 田 宗 弘 宮 崎 英 治 松 浦 亮 秀
厚 生 (7名)	出 口 隆 久	芝 野 光	井 上 眞理子 五 島 寛 治 酒 井 勝 田 中 英太郎 平 岡 利 恵
広 報 (7名)	久次米 貴 史	平 石 公 宣	栗 田 宗一郎 眞 貝 浩 司 田 中 茂 南 栄 治 森 本 英 樹
健康経営 推進特別 (10名)	松 浦 亮 秀	三 居 誠	栗 田 宗一郎 井 上 眞理子 鹿 島 祐二郎 芝 野 光 中 岸 修 平 森 本 英 樹 春 木 扶佐子

令和8年度 税制改正要望書の提出

公益社団法人鳴門法人会は、令和7年5月22日に開催した税制委員会で「令和8年度税制改正要望書」を次のとおり取りまとめ、同日、徳島県法人会連合会へ提出しました。

令和8年度税制改正要望書

はじめに

1月に再登場した米国トランプ大統領は、法令違反の疑いがあるものも含め次々と大統領令を発令し、米国内のみならず世界各国に混乱を引き起こしている。中でも4月に発表された関税措置は、対象国が広範囲にわたることもあり、世界経済への深刻な影響が懸念されている。わが国に対しては、さらに品目別関税として自動車等への上乗せ関税があり、一層の打撃となることが懸念される。政府におかれては、自由貿易の旗手として、二国間交渉だけでなく、今回の関税措置が国際ルールに反するものであることを毅然とした態度で主張していくよう求めたい。

一方、国内においては、依然として物価の高騰は止まらず、消費者の生活を直撃している。中小企業にとっては、原材料費や人件費の上昇分を十分な価格転嫁ができていない状況が続いている。

いうまでもなく中小企業は日本経済を支える屋台骨であり、地域経済と雇用の担い手である。政府には、中小企業が円滑に事業を継続していけるようトランプ関税の影響も見極めながら、税財政や金融面からこれまで以上に強力な効果的な支援策を求めたい。

国の令和7年度予算における一般会計の規模は、115.2兆円と過去最大となった。

令和7年度末の国及び地方の長期債務残高は1,330兆円に膨らむ見込みで、債務残高の対GDP比率は主要先進国で突出して最悪の水準にある。

財政健全化は国家的課題である、と認識しながらも、その指標である基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)は当初目標である2010年代初頭から先延ばしが繰り返され、結局達成できないままである。

自民党の不明朗な処理に端を発した政治資金をめぐる問題は、政治改革関連法の成立で一定の前進を見たが、政治への信頼を取り戻すには全く至っていない。

今後の重要施策を遂行していくために欠かせないのが国民の信頼である。そのためにも、早急に抜本的な政治改革を行う必要がある。

1. 税・財政改革のあり方

(1) 財政健全化に向けて

PB黒字化は結局達成されることはなかった。しかし今後も防衛費及びこども予算の増加、金利上昇による国債利払い費の増加など財政悪化が懸念される材料が山積している。

責任ある政府として、単なるPB黒字化ではなく、利払い費を含めた財政収支の黒字化を新たな健全化目標とし、早急に具体的な道筋を示すことを求める。

(2) 社会保障制度の抜本的な見直しについて

団塊の世代すべてが後期高齢者となり、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢社会に突入した。医療・介護の給付費の急増が懸念される。2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、このままでは制度の維持が困難なことは明白である。持続可能なものとするためにも、現状の「低負担・中福祉」から「中低負担・中福祉」に変更し、適正な負担と給付の「重点化・効率化」を図るなど制度の抜本的な見直しを求める。

(3) 政治改革の徹底

全法連では、昨年度、自民党の政治資金をめぐる問題に関し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を求めた。しかしながら、政策活動費の廃止は決まったものの、本丸とされた企業・団体献金の廃止については先送りされたままである。残された課題に早急に結論を出すことを求める。

(4) 消費税について

軽減税率は区分経理事業者の事務負担が大きく、また、低所得者への逆進性対策としての実効性にも疑問が残ることから、単一税率とすることを求める。

インボイス制度については、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう実効性を確保するとともに、経過措置の延長など柔軟な運用を行うよう求める。

(5) マイナンバー制度について

昨年12月に健康保険証の新規発行が停止され「マイナ保険証」に統一されたが、約9割の医療機関でマイナ保険証にかかわるトラブルを経験しているという。今後はさらに電子証明書の更新に伴うトラブルが増加することが懸念されている。そうした中、窓口での混乱を避けるため、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を送付する自治体が見られた。

政府におかれてはこうした現状に鑑み、運転免許証との併用が可能な「マイナ免許証」を参考に、健康保険証の新規発行を再開するなど、国民の利便を最優先にした運用を求める。

2. 経済活性化と中小企業対策

- (1) 中小企業等に係る軽減税率15%の適用期限が2年延長されたが、本則化と昭和56年以来800万円以下に据え置かれている適用所得金額を1,600万円程度に引き上げることを求める。
- (2) 中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長されたが、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含め、本則化すべきである。
- (3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入の上限(合計300万円)を撤廃し、全額を損金算入とすること。
- (4) トランプ関税は、輸出の減少のみならず設備投資の抑制や賃上げ見送りなど多方面への影響が懸念される。関税の動向に注視しながら迅速な情報提供、相談窓口の設置や金融支援など適宜必要な対策を実施すること。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業承継をより円滑に進めるためにも、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度については、猶予制度ではなく、免除制度に改めること。

令和7年度 税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型DC及びDeCo)の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました(令和7年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っていました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 - また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。	- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限と	中小企業経営強化税制 特定経費力向上設備等に、その投資計画における年平均の

なっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

投資利益率が7%以上となることを見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

・先導設備等導入計画に係る固定資産税の特例
雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先導設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄附件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣府に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

【その他】

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	- 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 - 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。



消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による手続（予約ダイレクト）が便利です。同利にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
4,005円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
480万円超4,005万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の2月15日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 インボイス発行事業者の方は、基本期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基本期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含む場合も同様です。
※4 基本期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2回特例を適用できません。
※5 前回の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「仕入の中間申告書」を提出する等の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することが可能です。
※6 原則として一括して納付することが可能な場合には、申請により随時納付を受けることがありますが、納税が困難な場合は、各年毎に所定の納税計画（振替納税）をご利用ください。

鳴門税務署幹部職員異動ごあいさつ(敬称略)



署 長 森 圭 司 出身地：岐阜県

この度の定期人事異動で名古屋国税局課税第一部審理課長から鳴門税務署長を拝命しました森でございます。

公益社団法人鳴門法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に深いご理解と格別なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

私は、鳴門税務署を含め、四国での勤務は初めてとなります。鳴門という地は、渦潮のごとく、それぞれの特性を生かして渦のように力強く躍進し、限りない発展を遂げていく可能性のあるところであり、当地で勤務できますことを大変嬉しく思っております。また、せっかく四国に来ましたので、八十八ヶ所巡りをしてみたいと思案しております。

さて、昨年は、令和6年度税制改正による所得税定額減税制度に係る周知・広報につきまして、積極的なご支援を賜ったことにより、大きな混乱もなく制度適用することができました。重ねて感謝申し上げます。

なお、令和7年度税制改正により、いわゆる「103万円の壁」の見直しの観点から、「所得税の基礎控除」「給与所得控除」「特定扶養控除」が改正され、令和7年12月以降の源泉徴収義務に変更が生じます。また、キャッシュレス納付につきましては、「納税者の利便性の向上」や、「事業者のデジタル化の推進」の観点から積極的な利用をお願いしているところでありますので、鳴門法人会の会員の皆様方には、税に関する良き理解者として、引き続き、ご支援を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、貴会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます



総務課長 細 川 義 広 出身地：香川県

この度の人事異動で総務課長になりました細川でございます。

鳴門税務署には、縁があり、平成28年以来9年ぶり3回目の勤務となります。再び勤務できますことを大変嬉しく思っています。公益社団法人鳴門法人会の会員の皆様方におかれましては、平素より、e-Tax、キャッシュレス納付など税務行政に関わる様々なDX・BPRの推進にご理解・ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

これからも、経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上や課税・徴収の効率化、高度化をはじめ、様々な課題に的確に対応して参りたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご支援を賜りますようお願いいたします。

鳴門税務署定期人事異動の状況(法人会関係)

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前所属・官職	氏 名	新所属・官職
署 長	森 圭司	名古屋局 審理課長	徳留 佑太	財務省 理財局 国際企画課 課長補佐
総務課長	細川 義広	中村署 総務課長	板東 幸人	高松局 酒類業調整官(高知派遣)
法人課税第一部門 統括官	坂元 亮介	(留任)	-	-
法人課税第一部門 総括上席	田尻 奈津子	(留任)	-	-
総務係長	正岡 志保	徳島署 酒類指導官付 調査官	飛田 詩子	徳島署 評価専門官付 上席調査官
法人課税第二部門 統括官	林 善樹	伊野署 調査 統括官	山本 健次	川島署 法人 統括官

活動報告

青年部会・女性部会合同で会員交流会議を開催

7月16日(水)、鳴門市のリゾートホテルモアナコーストで、青年部会・女性部会合同で令和7年度会員交流会議を開催しました。最初に、公開研修会を開催し、株式会社コバヤシ代表取締役社長 小林伸夫氏から「ChatGPT活用術～経営に活かすAIの第一歩～初心者でもわかる! AIの可能性をビジネスに活かす」と題してご講演いただき、ChatGPTのさまざまな使い方について説明を受けたのち、各自自分のスマートフォンを使い、実際に体験し、便利さを実感しました。その後、全国青年の集い参加報告を森本青年部会長から、行いました。その後、令和7年度会員交流会議を開催し、役員選任の後、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び会計についての報告がありました。最後に会員交流会を開催しました。青年部会と女性部会の今後2年間の役員については、次の方が選任されました。



公開研修会



全国青年の集い参加報告



青年部会・女性部会合同会員交流会議

青年部会役員名簿 (敬称略)

役職	氏名	法人名
部会長	三 屋 誠	国でんき屋みい
副部会長	栗 田 宗一郎	国でんき屋みい
〃	藤 田 浩 明	国でんき屋みい
理 事	江 戸 貴 志	国東京不動産
〃	大 西 正 起	国大西石材店
〃	高 合 敬 祐	国合税理士事務所
〃	川 添 雄 大	国川添フルーツ
〃	木 宮 正 善	国つづきベスト
〃	佐 川 大 輔	国佐川建設
〃	津 田 聖 二	国ツダ建設
〃	友 成 健 一	国友成
〃	平 石 克 夫	国丸石
監 事	西 山 博 文	国リビング門田建設
〃	森 本 英 樹	国森本運輸

女性部会役員名簿 (敬称略)

役職	氏名	法人名
部会長	春 木 扶佐子	国春木
副部会長	井 上 眞理子	国井上
〃	板 東 康 子	国大田生命保険
理 事	阿 部 美 美	国大田生命保険
〃	石 井 美代子	国石井工業
〃	上 野 美知子	国上野工務
〃	久 米 晴 美	国晴々
〃	田 村 春 代	国松茂青果
〃	林 眞代子	国マルハ物産
〃	松 浦 泰 子	国松浦泰子
〃	美 馬 マサ子	国コアフィールみま
監 事	岡 田 弘 子	国岡田石油
〃	田 村 テツ子	国徳田建設

支部会員交流会議を開催

7月22日(火)に、松茂町の三木重で松茂・北島支部の、7月23日(水)に、藍住町の吉野屋で藍住・板野・上板支部の令和7年度会員交流会議を開催しました。まず、研修会では、大阪商工会議所経営情報センター課長 野田幹氏から「中小・小規模事業者におけるサイバー攻撃・被害の実態と現実的対策」と題して、説明していただきました。続いて会員交流会議を開催し、役員選任の後、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び会計についての報告がありました。その後、会員交流会を開催しました。両支部の今後2年間の役員については、次の方が選任されました。



松茂・北島支部会員交流会議



同左 研修会



藍住・板野・上板支部会員交流会議

松茂・北島支部役員名簿 (敬称略)

役職	氏名	法人名
支部長	渡 辺 正 一	国渡辺不動産
副支部長	一 森 紀久子	国一森建設
監 事	多 田 卓 治	国多田組
〃	水 生 圭 三	国水生植木造園
顧問	河 野 安 一	国河野自動車
〃	小 林 逸 伸	国コバヤシ
〃	天 羽 修 一	国アモプロジェクト
〃	赤 松 外之郎	国赤松化成工業
〃	酒 井 隆 一	国酒井燃料
松茂地区長	林 正 二	国マルハ物産
北島地区長	栗 田 宗 弘	国栗田ケルト販売

藍住・板野・上板支部役員名簿 (敬称略)

役職	氏名	法人名
支部長	藤 島 和二郎	国藤島タイヤ興業所
副支部長	永 清 浩 幸	国藍住建設
(兼藍住北地区長)	石 川 義 史	国石川石油ガス
(兼板野地区長)	井 上 眞理子	国井上
(兼上板地区長)	出 口 隆 久	国出口建設
監 事	眞 貝 浩 司	国マルシンクリーン
顧問	水 口 昭 彦	国国通建設

租税教室の開催

青年部会員による令和7年度の租税教室を、小学校19校30クラス738名の児童を対象に開催しました。なお、板野東小学校及び藍住東小学校の児童のみさんからお礼の手紙をいただきました。

◎5月13日(火) 里浦小学校	6年 22名	森本部会長
◎5月15日(木) 松島小学校	6年 25名	三居副部会長
◎5月16日(金) 東光小学校	6年 10名	松浦顧問
◎5月19日(月) 鳴門西小学校	6年 35名	大西理事
◎5月23日(金) 高志小学校	6年 18名	事務局
◎5月26日(月) 桑島小学校	6年 34名	平石理事
◎5月27日(火) 黒崎小学校	6年 20名	森本部会長
◎5月28日(水) 松茂・長原小学校	6年 79名	事務局
◎6月3日(火) 明神小学校	6年 29名	事務局
◎6月6日(金) 藍住東小学校	6年 76名	友成副部会長

◎6月10日(火) 鳴門市第一小学校	6年 62名	森本部会長
◎6月12日(木) 板野東小学校	6年 60名	事務局
◎6月13日(金) 喜来小学校	6年 39名	林部会員
◎6月25日(水) 堀江北小学校	6年 27名	三居副部会長
◎6月26日(木) 御養小学校	6年 43名	森本部会長
◎6月27日(金) 板野南小学校	6年 16名	事務局
◎7月2日(水) 藍住西小学校	6年 88名	事務局
◎7月3日(木) 北島北小学校	6年 55名	栗田理事



(5/13 里浦小学校 講師:森本)



(5/15 松島小学校 講師:三居)



(5/16 東光小学校 講師:松浦)



(5/19 鳴門西小学校 講師:大西)



(5/26 桑島小学校 講師:平石)



(6/6 藍住東小学校 講師:友成)



(6/13 喜来小学校 講師:林)



(7/3 北島北小学校 講師:栗田)



(板野東小学校よりお礼の手紙)



(藍住東小学校よりお礼の手紙)



優良申告法人部会会員交流会議を開催

5月9日(金)、鳴門市の和処とみずで、令和7年度会員交流会議を開催しました。

令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び会計についての報告の後、先進企業研修視察旅行及び経営セミナーについて審議しました。

令和7年春のお遍路さん接待事業の実施

3月13日(木)、四国八十八ヶ所霊場第2番札所極楽寺において女性部会による「お遍路さん接待事業」を実施し、井上副会長はじめ女性部会員6人でお遍路さんに和菓子やお茶を振る舞いました。



2025夏の「いちごプロジェクト」広報活動の実施

7月30日(水)、鳴門市撫養町の「パワースィティ鳴門店」において、女性部会による2025夏の「いちごプロジェクト」広報活動を実施しました。

当日は、午前11時から井上副会長はじめ女性部会員6人で、来店客に夏の節電への協力を呼びかけながら、いちごプロジェクトの広報チラシ等を配布しました。



いちご通信 2025. 夏

法人会女性部会

いちごプロジェクト

節電 にご協力ください。

無理なく
無駄なく
快適に

「いちごプロジェクト」とは?
 「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。
 いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。
 そのイメージを、毎年女性部会が全国的に展開して取り組む社会貢献活動に重ねました。

「法人会」とは
 法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の高齢者を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の発展に貢献する経営者の団体です。
 現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道府県が組織され約70万社の企業が加入しています。
 法人会では「税知識の普及」「若手教育」「地域社会貢献」などを中心に地域に密着した活動を展開しています。

みんなで出来る夏の節電対策

風の通り道を作ろう!

直射日光を避けて涼しい部屋を作ろう!

いちご通信 2025. 夏

法人会女性部会

いちごプロジェクト

オフィスでも節電にご協力ください。

無理なく
無駄なく
快適に

オフィスで出来る夏の節電対策

照明

照明器具を点灯した時、必ずスイッチを切るなど、照明を無駄にしないように心がけましょう。

照明器具の点灯時間や、照明器具の点灯回数などを削減しましょう。

照明器具の点灯時間や、照明器具の点灯回数などを削減しましょう。

空調

空調の温度設定は、25℃を目安とし、必要に応じて温度を調整しましょう。

空調の温度設定は、25℃を目安とし、必要に応じて温度を調整しましょう。

空調の温度設定は、25℃を目安とし、必要に応じて温度を調整しましょう。

電気機器

電気機器の点灯時間や、電気機器の点灯回数などを削減しましょう。

電気機器の点灯時間や、電気機器の点灯回数などを削減しましょう。

電気機器の点灯時間や、電気機器の点灯回数などを削減しましょう。

全オフィスで消費電力の1%を削減すると、毎日、家計約16万円が削減する
 電力と同等量のエネルギーが削減できます。

「いちごプロジェクト」は?
 「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。
 いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。
 そのイメージを、毎年女性部会が全国的に展開して取り組む社会貢献活動に重ねました。

「法人会」は?
 法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の高齢者を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の発展に貢献する経営者の団体です。
 現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道府県が組織され約70万社の企業が加入しています。
 法人会では「税知識の普及」「若手教育」「地域社会貢献」などを中心に地域に密着した活動を展開しています。

鳴門100円商店街Plusに出店

6月14日(土)、鳴門100円商店街実行委員会主催による「第20回鳴門100円商店街plus」が鳴門大道銀天街で開催され、鳴門法人会も出店しました。

出店内容は、サメ釣りによるくじ引き及び将棋対局で、参加者には租税教育用アニメマンガや文房具などのグッズを進呈しました。

サメ釣りによるくじ引きはたくさんの親子連れでにぎわい、将棋は、小学生を中心に多くの方が対局を楽しんでくれました。



パソコンセミナーの開催

開催日：8月7日(木)

開催場所：うずしお会館

講師：株式会社ブレン 専任講師 岩見 誠 氏

午前の部：ワード中級講座 参加者数：10名

午後の部：エクセル中級講座 参加者数：10名



その他の活動報告 (写真)



鳴門税務署との座談会 R7.2.6



決算期別申告事務説明会 R7.2.26



令和6年度第3回理事会 R7.3.21



総務・組織・厚生合同委員会 R7.3.21



令和7年度第1回理事会 R7.5.9



税制委員会 R7.5.22



決算期別申告事務説明会 R7.5.29



事業研修・広報合同委員会 R7.7.24



健康経営推進特別委員会 R7.8.5

法人会自主点検チェックシート ☒

- 新設法人編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



鳴門法人会
TEL 088-684-2010

法人会自主点検
チェックシートは
こちら



鳴門税務署からのお知らせ

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

国税庁

令和7年4月

（一部抜粋）

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注1))	基礎控除額			改正前
	改正後 (注1)		改正前	
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円	
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円		
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)			
489 万円超 655 万円以下 (665 万円 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)			
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円			

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

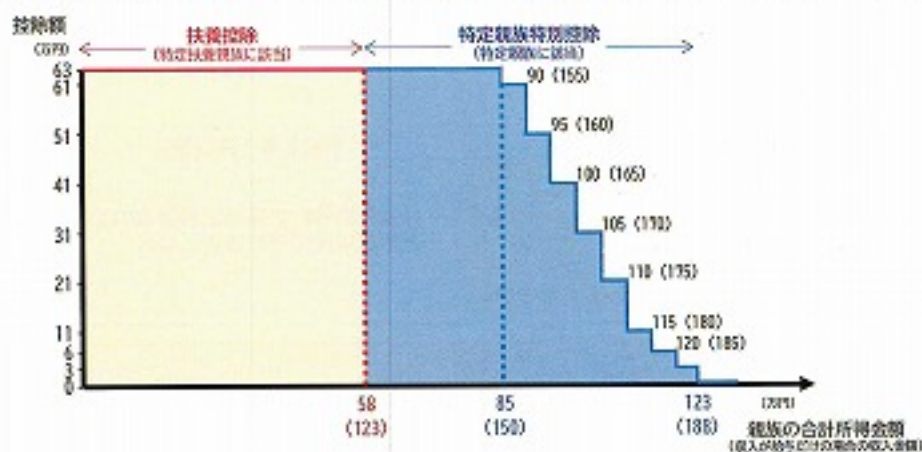
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



- 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

【参考】給与の源泉徴収事務

令和7年		令和8年1月以後
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など 特に年末調整の際に注意してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



ビジネス手法は「甘辛関係」が最善

ジャーナリスト 海部 隆太郎

義理と人情に重きを置くのが日本人の感性。「義理が廃ればこの世は闇だ〜」というのが昭和までの常識だったと勝手に思っている。社会生活を円滑に送るためのルールではないが、言葉自体に正義感のような湧き上がる想いがあった。そんな古い考え方は今や通用しないと言われれば、まったく返す言葉がない。それでも誰もが心の片隅に抱いているだろうと信じたい気持ちは残る。

とはいえ、古くから日本人は集団に違和感なく溶け込んできたのは間違いなく、秩序を乱す行為者は排除されるのが普通のことだった。この点について歴史や生物学者などの先生たちから多くの話を聞いてきたが、そこから言えるのは「出る杭は打たれる」ことで日本の社会が形成されてきたということだった。当然、その弊害もあった。

余談ながら、文句ばかり言う輩(やから)が圧倒的多数を占める業界に長くいたせいか「出る杭」の人たちと過ごすことが日常的だった。個性を大事にする時代の先端だったわけではない。実力主義の世界だから変人が多くても会社組織がなりたっていただけにすぎない。ともかく現代は、個を重視する欧米の考え方が取り入れられ広く社会に定着しつつあると思う。

散逸した内容になってしまったが、ウェットな関係が多い日本社会においてドライさをはっきりと示すことが、社会生活でもビジネスの上でも必要なのではないかと、ということの説明のための序文として書いたつもりだ。

「協力上手なサル」は社会の基本形

進化心理学という分野を知ったのは、テレビで何気なく見た放送大学での講義。人の行動パターンや心理はどのようにして形成されていったのかを学問的に探究する内容に興味を引かれた。その視点から人類は「協力上手なサル」といえるそうだ。2足歩行になり集団で狩りをするとき、役割分担など協力関係がなければ獲物を手に入れることができなかったから。生きるためには集団に協力しない害をもたらす者は追放しなければ、集団を飢えから守れない生存本能ととらえられる。

こう思うと運命共同体である集団内では、人を信用することが当たり前となり、これを前提にした生活が人を信じる形で続いてきたのだろう。この生物学的な現象が昨今はびこる嘘を増長させているのではないかと考えてしまう。もちろんSNSが容易に嘘(フェイク)を拡散させているのは言うまでもない。

これらをビジネスに当てはめてみると、日本では取引先とはウェットな関係を築いていきたい思いが先行しがち。少しぐらいのことならばと、疑うことをせずに付き合いが長くなると、とことん信じていこうという流れになる。一方、多民族国家で契約社会の米国のビジネスを見ているとウェットとドライの使い分けがしっかりしている。

ウェットな考え方をもち日本でのビジネスだから米国流には違和感があるが、そこは甘さと辛(から)さをわきまえた対応こそ肝要に思う。フェイクに惑わされないだけでなくコンプライアンスも含め、自社対応だけでなく取引先との関係でも一定の基準を設けることで、甘辛のバランスをとる経営が会社を存続させ幅を広げると考える。相手を信用するのは悪いことではないのだが、だます人から身を守るため、脱法行為に知らずに協力することを避けるためにも、ドライな感覚を養わなければいけない。

●筆者紹介

海部隆太郎(かいべ・りゅうたろう)全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に幅広い課題取材し講演・執筆活動を展開する。



会員企業紹介

◎辰巳屋食品株式会社

◆所在地：徳島県板野郡藍住町奥野字乾187
◆電話：088-692-2103 ◆FAX：088-692-8151
◆Eメール：tatsumiya21@pony.ocn.ne.jp
◆ホームページ：https://naraduke.shop

◆代表者：田中民夫 ◆業種：食品製造業

◆自社PR：当社は昭和10年に創業し、当時は阿波たくあんを製造していましたが時代の移り変わりとともに製造品目も変わり、現在は「奈良漬」、「干枚漬」、「らっきょう漬」等を製造し、全国のスーパーやホテル・旅館・料理店様に販売しています。

日本一の生産量を誇る「しろ瓜」や大毛島の「らっきょう」等地元野菜にこだわり、自社農場と30件余りの契約農家さんから安心安全な野菜を仕入れ、毎日従業員一同おいしい漬物づくりに励んでいます。

近年、藍住町特産日本一の生産量を誇る「春にんじん」を使用し、余計なものは使わず米油と塩だけで製造した「にんじんスナック」を開発し、産直市や道の駅で販売したところ人気商品となっています。

これからも地元基幹産業である農業を応援する意味でも地元農産品にこだわり、おいしい商品を開発し全国に向け徳島ブランドを発信し、地域貢献していきます。



これからの行事予定

◎地区別税務講習会

- 松茂・北島地区……………日 時：9月25日(木)15:00～17:10 場所：松茂町・三木重
- 藍住・板野・上板地区…日 時：9月29日(月)15:00～17:10 場所：藍住町・吉野屋
- 鳴門地区……………日 時：10月2日(木)14:00～16:10 場所：うずしお会館

○講習内容

- ・「最低賃金UP対策×助成金活用について」徳島働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 大栗 尚子氏、岡 宏美氏
- ・「令和7年度税制改正について」鳴門税務署法人課税第1部門統括国税調査官 坂元 亮介氏

◎「税を考える週間」記念講演会

日 時：11月15日(土)14:00～15:40 場所：うずしお会館

講 師：浜田 敬子 氏(ジャーナリスト/AERA元編集長)

演 題：「ジェンダー後進国からの脱却～政治・経済・教育などについて考える～」

プロフィール：

1989年に朝日新聞社に入社。99年からAERA編集部。副編集長などを経て、2014年からAERA編集長。2017年3月末に朝日新聞社を退社後、世界12カ国で展開する経済オンラインメディアBusiness Insiderの日本版を統括編集長として立ち上げる。2020年末に退任し、フリーランスのジャーナリストに。「羽鳥慎一モーニングショー」「サンデーモーニング」のコメンテーター。著書に「働く女子と罪悪感」「男性中心企業の終焉」。



◎経営セミナー

日 時：12月2日(火)15:30～17:00 場所：上海料理 富々樓

講 師：田中 知子 氏(フリーアナウンサー/大相撲愛好家)

演 題：「金星コミュニケーション」

プロフィール

青森県八戸市出身。リクルートの求人広告代理店営業から31歳でアナウンサーに転身。NHK 全国「ニュースシブ5時」では大相撲特集「シブ5時相撲部」を立ち上げた。現在は、大相撲から学んだ独自メソッド「金星(きんぼし)コミュニケーション」を伝えながら、「人と話すと楽しい」「勇気を出して挑戦すると道が開ける」を伝えることをミッションとして全国を飛び回っている。



事務局からお知らせ

- ◆ 会員企業を紹介しております。掲載を希望される企業におかれては、事務局(e-mail:naruto-hojinkai@topaz.ocn.ne.jp)まで、どしどし原稿をお送りください。期限は設けておりませんので、いつでもお送りください。お待ちしております。
- ◆ 事務局に届けていただいております「法人名、所在地、代表者名、電話番号等」の変更がございましたら事務局までご連絡ください。
- ◆ 皆様のお近くの企業や取引先で鳴門法人会にご加入いただいていない会社がございましたら、ぜひ、ご紹介ください。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート (*1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査 (*2)、**診断前の通院**、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの**不安や悩みを傾聴し**、
適切にサポートします。

(*1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) をご確認ください。

(*2) 所定の支払事由に該当した場合

○商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。



色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

(大同生命の定期保険+
AIG損害のベーシック傷害保険)

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V:

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ:

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

四国支社 徳島営業所/
徳島県徳島市八百屋町3丁目2番地
TEL 088-622-4530

AIG AIG損害保険株式会社

徳島支店/
徳島県徳島市中洲町1丁目42-1 AIG徳島ビル
TEL 088-625-7115

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023.06